

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年9月26日開催 労働金庫業界]

## 1. 低気圧と前線による大雨に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 低気圧と前線による大雨に伴う災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の大雨に伴う災害等に関し、石川県に災害救助法が適用されたことを受け、北陸財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

## 2. 金融行政方針について

- 2024 事務年度の金融行政の基本的な方針を示した「金融行政方針」を8月30日に公表した。

人口減少や少子高齢化などの構造的な変化に加え、足下では「金利ある世界」への移行が進むなど、金融機関を取り巻く環境が刻々と変化する中で、協同組織金融機関を含む地域金融機関向けの業態別の対応としては、次の3点をお示ししている。

### (金融仲介機能の発揮)

- ・ 物価上昇や人手不足・後継者不足など、地域の課題が多様化する中、協同組織金融機関を含む地域金融機関においては、地域経済の回復・成長を支える「要」として、顧客の状況や多様なニーズに応じた支援等により、地域から求められる金融仲介機能の発揮をお願いしたい。

### (持続可能なビジネスモデルの構築)

- ・ 地域経済を取り巻く厳しい経営環境が続く中、経営陣には自らのビジネスモデルの持続可能性を点検し、先々を見据えた経営戦略を策定・実行する経営力が求められる。

### (国内外の金融経済情勢の動向を踏まえたリスク管理態勢の構築)

- ・ また、国内外の経済・金融市場の動向やその影響を引き続き注視し、各地域金融機関の経営方針や経営環境、経営資源等を踏まえながら、有価証券運用の状況や市場リスク、流動性リスク、顧客の実態把握の状況を含む信用リスクの管理態勢等について確認する。
- 上記を含め、詳細は「金融行政方針」をご覧いただきたい。各種ヒアリングや意見交換等を通じて、労働金庫の皆様の具体的・積極的な取組みについてお伺いしていきたい。

### 3. 令和6年台風第10号に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 令和6年台風第10号に伴う災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の台風に伴う災害等に関し、愛知県、鹿児島県、宮崎県、大分県、福岡県、静岡県、神奈川県及び岐阜県に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

### 4. 自然災害ガイドラインの積極的な周知広報について

- 自然災害により被災された個人に対する二重ローン対策においては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用が重要である。
- 令和6年能登半島地震についても発災から半年が経ち、2024年1月から7月末までの登録支援専門家への委嘱件数は146件と承知しているが、引き続きの活用促進が重要である。
- 令和6年能登半島地震を含め、自然災害により住宅ローン等の返済に不

安を抱える被災者に対しては、各金融機関から積極的に同ガイドラインの周知広報に努めていただきたい。例えば、

- ・ 住宅ローン等の返済の一時停止や条件変更等の申出があった場合、
- ・ 既往債務がある被災者から追加の住宅ローン等の申込みがあった場合などには、同ガイドラインのご案内をお願いしたい。

## 5. 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて

- 高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う事業者（高齢者等終身サポート事業者）の適正な事業運営を確保し、当該事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できるように資するようするため、2024年6月11日、政府において、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが策定された。
- 金融機関においては、今後、高齢者等終身サポート事業者が高齢者本人の代理人として手続を行う場合においては、顧客利便の観点も踏まえて適切な対応をお願いしたい。
- 同様の観点から、本人死亡後の口座の閉鎖手続時は相続等の関係書類が多く、遺族による手続が煩雑になるため、顧客の個別事情に配慮し、丁寧な対応（窓口マニュアル整備の徹底等）を行うよう、金融機関に対して併せてお願いしたい。

## 6. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受けての備えについて

- 令和6年8月8日に宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生したことに伴って気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された経緯も踏まえ、現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に規定している「南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置」をはじめとする災害時の対応に関する規定についても今一度目を通していただき、各金庫で策定されているBCPの確認や見直し等も着実に進めていただきたい。

## 7. 口座不正利用等防止に向けた対策の強化に係る要請文について

- 近年、SNS等を通じたやりとりで相手を信頼させ、投資等の名目で金銭をだまし取る「SNS型投資・ロマンス詐欺」が急増しているほか、法人口座を悪用した事案がみられるなど、預貯金口座を通じて行われる金融犯罪への対策が急務である。
- こうした状況を踏まえ、2024年8月23日に警察庁と連名で、全国労働金庫協会を含めた各業界団体等に対し、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化を要請した。
- 要請内容は口座開設時の実態把握から利用者のアクセス環境等に着目した検知、出金停止・凍結等の措置の迅速化など多岐にわたる。「規模の小さい金融機関にもそこまで求めるのか」とお思いかもしれないが、インターネットバンキングをはじめとする非対面取引が広く普及しており、大都市部だけでなく地方中小規模都市部の金融機関にまでこうした被害が広がっていることを踏まえれば、今般要請した対策は金融機関の規模や立地に関わらず講じられるべきものと考えている。また、システム上の対応が必要など、直ちに対策を講じることが困難な場合であっても、計画的に対応いただくことが重要である。
- 対策の方法・深度は各金融機関の業務・サービス内容や不正利用の発生状況に応じて判断されるべきものだが、金融犯罪対策に関しては「当局から求められているから」ではなく、「顧客を詐欺等の被害から守る」「ひいては（「詐欺の温床となっている」といった風評リスクから）金融機関自身も守る」ために、今回の要請を踏まえ、主体的・積極的な取り組みをお願いしたい。

## 8. 外部委託先管理の強化について

- 昨今、外部委託先に対するサイバー攻撃により、金融機関の顧客情報が漏えいする事案が発生している。
- 委託先におけるインシデントであっても、金融機関が顧客情報管理の責任から逃れられるわけではない。

- 重要な委託先におけるインシデントの原因の検証及び再発防止策の実効性の確保、これらが確保できない際の代替策の検討を含め、委託先管理の有効性・十分性を確認し、必要に応じて改善していただきたい。

## 9. サイバー安全保障について

- 「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日閣議決定）に基づき、サイバー安全保障分野における新たな取組の実現のために必要となる法制度の整備等について検討を行うため、2024年6月より、内閣官房において、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」が開催されてきたところ。

※「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber\\_anzen\\_hosyo/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/index.html)（内閣官房ウェブサイト）

- 同戦略においては、重要インフラ分野を含め、
  - ・ 民間事業者等がサイバー攻撃を受けた場合等の政府への情報共有や、
  - ・ 政府から民間事業者等への対処調整、支援等の取組みを強化するなどの取組を進めることとされており、金融分野についても、こうした官民連携に係る制度整備の対象となることが想定されている。
- 今後、制度整備にあたり、政府全体の取組みの中で、金融庁としても業界の皆様とよく意見交換してまいりたい。

## 10. サイバーセキュリティに関するガイドラインについて

- サイバーリスクは、技術の発展や地政学リスクの高まりなどとともに増加しており、トップリスクの一つとして、金融機関において適切に管理していく必要がある。昨今の脅威動向、これまでのモニタリングの実績、国内外の情勢等を踏まえ、先般、サイバーセキュリティに関する新たなガイドライン案について、パブリックコメントに付したところであり、ご意見をいただき感謝申し上げます。いただいたご意見を踏まえ、今後最終化し公表する。
- 金融機関等の規模・特性は様々である。このため、ガイドラインにも記載しているとおり、「基本的な対応事項」及び「対応が望ましい事項」のいずれについても、一律の対応を求めるものではなく、金融機関等が、自らを取り巻く事業環境、経営戦略及びリスクの許容度等を踏まえた上で、サイバーセキュリティリスクを特定、評価し、リスクに見合った低減措置を講ずること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」を採ること）が必要であると考

えている。

- また、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢上の課題への対応には、時間がかかるものもあると考えている。したがって、重要性・緊急性に応じて、優先順位をつけた上で、順次対応していただければと考えている。
- 金融庁としては、金融システム上の重要性・リスクなどを勘案の上、同ガイドラインの運用などを通じて、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の強化を促してまいりたい。

#### 11. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall IX) について

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2024 年も 10 月にサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall IX) を実施予定。
- 参加金融機関においては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層にも積極的に参加いただいたうえ、演習に参加したことで満足せず、演習結果を活かしていただきたい。具体的には、経営者が適切な意思決定を行えたか、組織として顧客対応、業務復旧などのコンティンジェンシープランが有効であったかなどを振り返り、できなかったことを可視化し、改善するにはどうすればよいか、体制、業務プロセス、予算、人材を含めて考えていただきたい。

#### 12. サイバーセキュリティセルフアセスメント (CSSA) について

- 2024 年 6 月下旬に協会を通じて各金融機関に依頼した「サイバーセキュリティに関する点検票」に基づく自己評価について、現在、日本銀行・金融庁で自己評価結果を集約中である。
- 2024 年 11 月以降、他の金融機関対比での自組織の位置付けなどに関する情報の還元を予定している。経営陣においては、評価結果に基づき、人員・予算、人材育成を含め、体制整備と対策の実効性向上を主導していただきたい。

※ 将来的には (2025 事務年度分以降)、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の内容を CSSA に反映していくことを検討する。

#### 13. 無登録業者の為替取引に利用されている口座情報の提供について

- 銀行法に基づく銀行業の免許または資金決済法に基づく資金移動業の登録を得ることなく為替取引を業として営むことは禁止されている。
- しかしながら、いわゆるオンラインカジノ等の違法なサイトを運営する事業者への送金について、銀行免許や資金移動業登録を得ていない無登録業者が関与している例が見られるところ。加えて、そのような無登録業者の為替取引には、無登録業者が金融機関に開設した口座が利用されている例が存在している。
- こうした状況を踏まえ、金融庁では 2024 年 5 月 17 日付で事務ガイドライン（資金移動業者関係）を改正し、当局において、オンラインカジノへの送金等、悪質な無登録業者の取引に利用されている口座情報を入手した場合、当該口座を開設する金融機関に対して、預金口座の不正利用に関する情報提供を行う旨、明記したところ。
- これを踏まえ、各業界団体には 2024 年 6 月 28 日付で周知文を発出したところであるが、各金融機関において、このような預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行や、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインに基づくリスク低減措置等、必要な対応を行っていただきたい。

#### 14. 金融行政方針の公表について

- 2024 年 8 月 30 日（金）、金融庁の 2024 事務年度一年間の方針や重点課題を示した金融行政方針を公表した。
- 金融行政方針に盛り込まれている各取組については概要をご覧いただければと思うが、金融庁としては、
  - ・ これまで取り組んできた資産運用立国の実現に向けた施策等を着実に進めるとともに、
  - ・ 社会・経済環境の変化にも柔軟に対応し、金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能の確保等を図っていく
 との方針を示している。
- 金融庁としては、金融行政方針を端緒として、皆様と課題認識等を共有し、建設的な対話を行いたいと考えている。金融庁では、今後、本方針等に関する説明会を各地域で開催する予定であるが、本方針の内容でご不明な

点、ご懸念の点、ご提言したい点があれば、遠慮なくお問合せいただきたい。

#### 15. サステナブルファイナンスの取組みについて

- サステナブルファイナンス有識者会議では、2024年7月には、「サステナブルファイナンス有識者会議第四次報告書」を公表した。
- 中でも、投資として一定の投資収益の確保を図りつつ、社会・環境的効果（インパクト）の実現を目指す「インパクト投資」は、社会・環境課題の解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業を支援する上で、重要な役割を果たすと考えている。
- インパクト投資の手法を確立し、広めるため、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ、議論を進めているところ、皆様には、是非関心をもっていただき、コンソーシアムへの参加も含め、積極的にご関与いただくことを期待したい。

#### 16. 金融経済教育推進機構について

- 金融経済教育推進機構（J-FLEC）が、2024年4月に設立され、8月から本格稼働を迎えた。
- 今後、J-FLECを中心に、金融トラブルの未然防止や対応のあり方等も含め、幅広い金融経済教育を広く国全体へ普及させるべく取り組んでいく。その一環として、J-FLECと個別金融機関が連携したイベントも複数予定されており、皆様においても、ぜひご協力をお願いしたい。
- なお、J-FLECは、家計管理等に関する電話相談の受付、幅広い年代向けの講義資料の公開、学校・企業への出張授業の申込受付等をすでに開始しており、この秋からは、個人の資産状況やライフステージに応じたアドバイスを対面・オンラインにて行う、個別相談の無料体験も開始予定である。
- 取引先企業が従業員向けの金融経済教育を実施する際には、ぜひJ-FLECを活用いただきたいと考えており、こうした取組について、各労働金庫が

ら取引先企業への周知に協力をお願いしたい。

## 17. 税制改正要望について

○ 2024年8月30日（金）、令和7年度の税制改正要望項目を公表した。主要な要望項目は、以下のとおりとなっている。

【① 資産運用立国等の実現に向けた措置】

- ・ NISA の利便性向上等
- ・ 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
- ・ 上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し
- ・ 金融所得課税の一体化

【② 国際金融センターの実現に向けた措置】

- ・ クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し

【③ 安心な国民生活の実現に向けた措置】

- ・ 生命保険料控除制度の拡充
- ・ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

○ 今後、2024年末に向けて議論が本格化していくところ、皆様においても、引き続き、ご協力をお願いしたい。

（以 上）